

戸田市自治基本条例推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、戸田市自治基本条例（平成26年条例第13号。以下「自治基本条例」という。）第20条第3項の規定に基づき、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- (1) 自治基本条例の運用に関すること。
- (2) 自治基本条例の普及及び啓発に関すること。
- (3) 自治基本条例の見直しに関すること。
- (4) その他自治基本条例の推進に関し必要な事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に提案することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。）
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長と

なる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員会の委員の委嘱及び任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。